

資料 6 5 - 2

諮問を要しない軽微な事項について(平成20年9月30
日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部
会決定第5号)の一部改正について

諮問を要しない軽微な事項について（平成 20 年 9 月 30 日 情報通信行政・
郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号）の一部改正について

1. 改正の経緯

接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）（以下「規則」という。）の制定又は改廃については、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 169 条第 4 号の規定に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会（以下「審議会」という。）の必要的諮問事項とされている。

このうち、長期増分費用方式に基づく接続料算定に伴う規則の一部改正については、情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の算定の在り方」（平成 27 年 9 月 14 日付け情通審第 65 号）において、「PSTN に係る接続料算定への長期増分費用方式の適用は、制度導入から一定の期間が経過し、制度に対する事業者の理解が十分に浸透しているものと考えられること等から、接続料改定に係る手続きを合理化する等、長期増分費用方式の運用について適宜見直すことが適当」とされたことを踏まえ、長期増分費用方式の運用の見直しについて検討を行ってきたところ。

2. 改正の内容

上記の検討の結果、長期増分費用方式に基づく接続料算定に係る入力値である正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定に用いる数値の変更のみを内容とする規則の改正については、審議会の諮問を要しない軽微な事項とすることとし、「諮問を要しない軽微な事項について」（平成 20 年 9 月 30 日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第 5 号）（以下「部会決定」という。）の所要の改正を行うこととする（詳細は別紙 1 の新旧対照表を参照。）。

3. 施行期日

電気通信事業部会において改正を決定した日

4. 今後の取扱い

長期増分費用方式に基づく接続料算定に係る入力値の改正については、引き続き長期増分費用モデル研究会においてご検討いただくとともに、当該検討結果を踏まえた入力値の改正のみを内容とする規則の改正については、総務省として改正内容に対する意見募集を実施した上で改正を行うこととする。

なお、部会決定において「重要又は異例な事案と認められるもの」については審議会に諮問することとされており、長期増分費用モデルの改修を伴う算定方法の一部変更に係る入力値の改正については、重要な案件と認め審議会に諮問することとする。

別紙1

○ 諮問を要しない軽微な事項について（平成二十年九月三十日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第五号）
新旧対照表

改正案	現行
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第百六十九条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし、第一項から第四項の規定に該当するものであつても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。 一 法第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定に関する事案のうち、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「規則」という。）第十九条の五第一項の規定による生産性向上見込率を新たに算定しないもの。ただし、次に掲げるものを除く。 1 規則十九条の五第一項の規定による消費者物価指数変動率として、同条第三項に規定する暦年における消費者物価指数変動率を用いるもの 2 規則第十九条の五第一項の規定による外生的要因を用いるもの 二 法第三十条第五項の規定による総務省令の制定又は改廃のうち、勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める総務省令の制定又は改廃（法第二十四条の規定による総務省令と異なる勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める場合を除く。） 三 法第三十三条第二項の規定による接続約款の設定又は変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの 1 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を設定又は変更するもの	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第百六十九条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし、第一項から第三項の規定に該当するものであつても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。 一 法第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定に関する事案のうち、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「規則」という。）第十九条の五第一項の規定による生産性向上見込率を新たに算定しないもの。ただし、次に掲げるものを除く。 1 規則十九条の五第一項の規定による消費者物価指数変動率として、同条第三項に規定する暦年における消費者物価指数変動率を用いるもの 2 規則第十九条の五第一項の規定による外生的要因を用いるもの 二 法第三十条第五項の規定による総務省令の制定又は改廃のうち、勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める総務省令の制定又は改廃（法第二十四条の規定による総務省令と異なる勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める場合を除く。） 三 法第三十三条第二項の規定による接続約款の設定又は変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの 1 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を設定又は変更するもの

（傍線部分は改正部分）

2 接続料の適用対象となる電気通信事業者を変更するもの 3 接続料及び接続の条件を変更しない規定の整備	四 法第三十三条第五項の規定による電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められる機能に関する事業のうち、当該機能に関する資産及び費用の整理（正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定に用いる数値に係るものに限る。）に関するもの 五 前各項に規定するもののほか、審議会が軽微な事項として個別に認定したものの
2 接続料の適用対象となる電気通信事業者を変更するもの 3 接続料及び接続の条件を変更しない規定の整備	四 前三項に規定するもののほか、審議会が軽微な事項として個別に認定したものの

○情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 号

諮問を要しない軽微な事項について（平成二十年九月三十日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第五号）を次のとおり改める。

平成二十七年十月三十日

柱書中「第三項」を「第四項」に、第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

四 法第三十三条第五項の規定による電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められる機能に関する事案のうち、当該機能に関する資産及び費用の整理（正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定に用いる数値に係るものに限る。）に関するもの